

多田雅史

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.1 5 1】
添付ファイル: 原発集団訴訟 700人のうち5人のみ賠償認める 山形地裁 _ NHKニュース.pdf; 違法薬物使用を非犯罪化し、治療・支援を__朝日新聞 (薬物は罪ですか) __2019年12月13日.pdf; 抗不安薬や睡眠薬は増える一方…薬を見直す家族の働きかけ (日刊ゲンダイDIGITAL) - Yahoo!ニュース.pdf; 海上保安庁の薬物水際対策について.pdf

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約 300 力所へ送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。
本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1)新規の情報提供希望者が身近におられた場合、**BYA-HP の「お問合せ」** をご紹介ください。
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2)有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3)情報の中で「**拡散すべき情報**」があれば、皆さんの判断で「**転送・SNS 拡散**」してください。
- (4)また、皆さんが支援する政党があれば、**ベンゾジアゼピン薬害の実態を政党にお伝えください。**

【目次】

1. 抗不安薬や睡眠薬は増える一方…薬を見直す家族の働きかけ (添付)
- 2 - 1. 違法薬物使用を非犯罪化し、治療・支援を__朝日新聞 (薬物は罪ですか) __2019年12月13日 (添付)
- 2 - 2. NCNP 松本俊彦が違法薬物使用者の刑罰の廃止を提唱している真の目的とは
3. ピエール瀧、田口淳之介、沢尻被告…相次いだ薬物事件、次は大物女優？俳優 K？東京五輪前に一掃へ本腰か
4. 裁判官は校正・公平に職権を行っているのか？
5. 事故死疑いあるのに届けず「病死」…入院男性が入浴中に死亡

【記事】

1. 抗不安薬や睡眠薬は増える一方…薬を見直す家族の働きかけ (添付)
<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191222-00000018-nkgendai-hlth>

以下引用

『病院で処方される睡眠薬と抗不安薬には、いくつかのグループがあるが、副作用で認知症のような症状が表れる可能性がある問題となっているのは、ベンゾジアゼピン系と呼ばれるグループに属する薬だ。ベンゾ系の睡眠薬と抗不安薬は、持病の数が増えるにつれて増加傾向にある。一度、処方されると、53%は継続して処方されている。』

特に問題なのは、**①ベンゾジアゼピンが持病の増加に伴って処方量がいまだに増加していること、②一度処方されると53%が継続処方となって年余にわたり処方され続けていること。**
この事実は**①**は現場の医療者にベンゾジアゼピンの依存性や副作用の重大性が伝わっていないため、**②**はベンゾジアゼピンが短期間で薬物依存に陥り、断薬できずに服用せざるを得ない「常用量依存」になる患者が53%となることである。今日もまた、新たなベンゾジアゼピン薬害の被害者が増え続けている。

- 2 - 1. 違法薬物使用を非犯罪化し、治療・支援を__朝日新聞 (薬物は罪ですか) __2019年12月13日 (添付)

以下引用

『(大麻、コカイン、覚せい剤などの薬物に対して)、つまり、刑罰は有効どころか害と言えます。アルコールも薬物も「本人の責任で使うもの」であり、薬物の使用は「非犯罪化」すべきだと思います』
『日本では封じ込めが成功し、欧米に比べ(違法)薬物使用者は少ないとされています。しかし、実際は、刑罰により本当に依存症に苦しむ人が「使っている」と言い出せない現状があるのではないのでしょうか』

ここでも、松本俊彦は「大麻、コカイン、ヘロイン、覚せい剤などの違法薬物使用を非刑罰化して自由化せよ」と主張している。そのようなことをすれば、「日本がベンゾジアゼピンの次に違法薬物大国」なるのは必定である。仮に松本所長のように「非刑罰化」すれば、地方厚生局の麻薬取締官は解散し、MHLWの監視指導・麻薬対策課も警視庁組織犯罪対策5課も不要になる。そして、違法薬物の水際対策を行う海上保安庁の薬物水際対策も不要になり、**町中のコンビニで大麻、コカイン、ヘロイン、覚せい剤などの違法薬物が自由に販売されることになる。**

松本俊彦の主張が採用されることはなく、すでに大麻などの自由化を進めたカナダやポルトガルなどの国々は「水際対策に失敗して違法薬物が国内に蔓延した」結果、やむなく自由化せざるを得なくなり、違法薬物の流通に課税して管理する手法を選択せざるを得なくなったのである。したがって、水際対策に成功している日本が違法薬物の自由化を選択する道理はまったくない。

しかも、松本が言うように「違法薬物使用者は孤立感や社会への不信が促している」とするが、ピエール瀧、塩尻エリカ、田代まさし、田口淳之介などが、はたして孤立感や社会への不信感で違法薬物を使用したのだろうか？決してそのような事実はない。

また、孤立感や社会への不信がある人間など、すべての人に当てはまるだろう。しかし、それらの人々の全員が違法薬物に陥っているわけではなく、努力して社会に挑戦している者が多数である。一方、NHK-Eテレのバリバラに出演する違法薬物使用者は、体が不遇で両足や両手がないわけではなく、単に社会に不満を持っているにすぎない。体が不遇な人々でも「パラリンピック」に出て、十分、努力している人はたくさんいるにも拘わらずである。つまり、**バリバラに出演する違法薬物使用者は「自分の無精を人にせいにしてしている」にすぎない。**

結局、違法薬物使用者の治療に失敗している NCNP 松本らは「日本の刑法に難癖」をつけているだけである。「**治療と刑罰は別もの**」であることは言うまでもない。

当会は松本俊彦の「大麻、コカイン、ヘロイン、覚せい剤などの違法薬物使用を非刑罰化して自由化せよ」の主張に対して、**賛成の趣旨を掲載する朝日新聞社に対して抗議文を郵送する。**同時に、MHLW、警察庁にも郵送する。

2-2. NCNP 松本俊彦が違法薬物使用者の刑罰の廃止を提唱している真の目的とは

NCNP 松本俊彦医師が、再三、「違法薬物使用者の刑罰の廃止」を提唱している真の目的について、当会は以下の2つの目的であると考えている。

①違法薬物使用者への刑罰を廃止して、より多数の若年層の違法薬物依存者を創出すること。その結果、多くの違法薬物依存者を精神科病院へ送り、現在、**精神科病院が長期入院患者の削減により経営が悪化している事態を回復させる目的がある。**

②そして、その功績により、松本俊彦は **NCNP の次期理事長・総長のポストを狙っている**のである。

3. ピエール瀧、田口淳之介、沢尻被告…相次いだ薬物事件、次は大物女優？俳優 K？東京五輪前に一掃へ本腰か

<https://www.sponichi.co.jp/entertainment/news/2019/12/19/kiji/20191218s00041000480000c.html>

以下引用

『今年も著名人による薬物事件が相次いだ。沢尻エリカ被告(33)はMDMAの所持、ピエール瀧(52)はコカイン使用での逮捕。特徴的だったのは覚醒剤ではない“非シャブ系”の薬物が多かったこと。捜査当局は来年の東京五輪を前に違法薬物の一掃に本腰を入れているとされ、大捕物が続く可能性もありそうだ。』

『芸能界だけではなく“非シャブ系”薬物は若者を中心に広がりを見せている。MDMAの押収量は14年の608錠から18年の1万2307錠と20倍増。コントロール下に置いているつもりが、いつの間にか支配下に置かれてしまうのが“非シャブ系”の怖さで「覚醒剤やヘロインなどの強い薬物への入り口となりやすく、ゲートウエードラッグと呼ばれている」(専門家)という。

すでにMDMAは4年間で20倍の量が摘発されている。このような非常事態下で、松本俊彦は「MDMAを自由化せよ」と主張し、沢尻エリカを「無罪放免」せよと言っているのである。到底、あり得ない話である。

4. 裁判官は校正・公平に職権を行っているのか？

原発集団訴訟 700人のうち5人のみ賠償認める 山形地裁 (添付)

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20191217/k10012217711000.html?utm_int=all_side_ranking-social_004

以下引用

『東京電力福島第一原子力発電所の事故で山形県などに避難した住民700人余りが精神的な苦痛を受けたとして国と東京電力を訴えた裁判で、山形地方裁判所は今の賠償の基準を超える額の慰謝料を認めず、ほとんどの原告の訴えを退けたうえで、東京電力に対し原告5人に合わせて44万円の賠償(1人当たり約8万円)を命じました。国の責任は認めませんでした。』

この記事はベンゾジアゼピン薬害とは直接関係ありません。しかしながら、**憲法第76条第3項**には「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と定められており、その趣旨は「裁判官はそれぞれ独立して職務を果たすことが期待されており、その権限の行使にあたっては、行政権力および裁判所内部の上級者からの指示には拘束されないものと憲法上は定められている。この独立を側面から補強するものとして、裁判官には一定の身分の保障がなされている(憲法第78条)。

また、**憲法第80条の前段**では「**下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることが出来る。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。**」とされているが、実態は、ほぼ全員(病気等の例外はある)が再任され続けて、一生涯、裁判官は交替することがない(定年:最高裁及び簡裁は70歳、高裁及び地裁は65歳)。この状態に対し「再任されることが出来る」とあると反論する者があるが、そうであれば、**最初に、裁判官の任期を10年と定めた趣旨はどうなったのか?** 諸外国では「ジャッジする者は交替していくことが原則」により、在野の法律家や法学研究者が裁判官を交替している。日本だけが、「**生涯、公務員裁判官制度**」が運用されている。

そういう裁判官人事の状態、憲法76条が求める「良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される=権限の行使にあたっては、行政権力および裁判所内部の上級者からの指示には拘束されないもの」が果たして守られているか? **生涯にわたり裁判官を務める者が、その人事評価をする上司の拘束を受けずに、“良心に従ひ独立して職権を行使”**できているとは、到底、信じ難い。

上記の“原発集団訴訟 700人のうち5人のみ賠償認める 山形地裁”のような異様な判決を見るたびに、**「裁判官の資質のみならず、裁判官の人事制度」自体が正常に機能していない**ことを憂慮せざるを得ない。すなわち、**日本の司法制度は大きな欠陥があると言わざるを得ないのである。**

5. 事故死疑いあるのに届けず「病死」…入院男性が入浴中に死亡

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20191218-OYT1T50205/>

以下引用

『大阪府寝屋川市の一般財団法人「大阪府結核予防会」が運営する大阪病院が2017年、入院患者の男性(当時72歳)が入浴中に死亡し、事故死の疑いがあったのに警察に届けず、病死として扱っていたこ

とがわかった。』

『大阪病院では10月、末期の肺がんで入院していた女性がモルヒネを過剰投与された後に死亡。府警は、投与ミスが原因とみて業務上過失致死容疑で調べている。』

医療者が医療事故を隠して、医療法上、医療事故調査センターへの報告義務があるにもかかわらず、「逃げる」の常道である。しかも、事故が見つかってしまえば、止む無く、報告に従うのであるから、「日本の医師は信用できない」と考えた方が安全である。そして、**患者から信用されない医師は何と惨めであろうか。それでも、彼らは儲かればどうでもいいようである。**



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史